

別 紙

〔必須評価項目〕

ア 企業の技術能力

評 価 項 目	評 価 基 準 及 び 提 出 資 料					
(イ) 施工実績 【 / 1 点】	過去 1 0 年度間（平成 2 8 ～令和 7 年度）に熊谷市内において類似の公共工事の施工実績があるか。					
	1 様式ア（イ） ＊ 過去 1 0 年度間（平成 2 8 ～令和 7 年度）に完成（契約工期の終期が対象期間内にあるもの）した類似の公共工事の施工実績を評価の対象とする。 ●今回の類似工事の条件 市街地地域におけるアスファルト舗装工 5, 0 0 0 m²以上 ＊ 類似の公共工事であることを示す契約図面（平面図）の写しを添付してください。					
	<table> <tr> <th>評 価 基 準</th><th>配 点</th></tr> <tr> <td>施工実績がある。</td><td>1</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない。</td><td>0</td></tr> </table>	評 価 基 準	配 点	施工実績がある。	1	上記に該当しない。
評 価 基 準	配 点					
施工実績がある。	1					
上記に該当しない。	0					

イ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準及び提出資料														
(7) 災害防止活動等の協定 【 /1点】	熊谷市又は埼玉県機関等と協定等を締結し、災害防止活動への協力体制を整えているか。 1 様式イ（ア） ＊ 代表的なものを1件記載してください。 ＊ 「協定」について、熊谷市及び埼玉県機関等のいずれとも協定等を締結している場合は、熊谷市との締結についてのみ加点します。 2 協定書等の写し <table><tr><th colspan="2">評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td rowspan="3">協 定</td><td>熊谷市と協定等を締結し、災害防止活動への協力体制又は災害時における協力体制を整えている。</td><td>1</td></tr><tr><td>埼玉県機関等と協定等を締結し、災害防止活動への協力体制を整えている。</td><td>0.5</td></tr><tr><td>上記に該当しない。</td><td>0</td></tr></table>	評価基準		配点	協 定	熊谷市と協定等を締結し、災害防止活動への協力体制又は災害時における協力体制を整えている。	1	埼玉県機関等と協定等を締結し、災害防止活動への協力体制を整えている。	0.5	上記に該当しない。	0				
評価基準		配点													
協 定	熊谷市と協定等を締結し、災害防止活動への協力体制又は災害時における協力体制を整えている。	1													
	埼玉県機関等と協定等を締結し、災害防止活動への協力体制を整えている。	0.5													
	上記に該当しない。	0													
(イ) 災害防止活動等の実績 【 /1点】	過去2年度間（令和6・7年度）に、熊谷市又は埼玉県機関等の求めにより、熊谷市内において災害防止等へ協力活動等を行ったか。 若しくは、国土交通省との協定等に基づき、熊谷市内において災害防止活動を行ったか。 1 様式イ（イ） 2 証明書類（災害防止活動等を行った実績が証明できる書類及び写真を添付してください。） ＊ 「実績」について、熊谷市及び埼玉県機関等のいずれに対しても協力活動を行った実績がある場合は、熊谷市に対する実績についてのみ加点します。 ＊ 「実績」のうち、熊谷市又は埼玉県機関等の求めによるものについては、「協定」等に基づくもの以外のものも含まれます。 ＊ 「実績」の評価対象となる協力活動については、『令和8年度 熊谷市総合評価方式ガイドライン』を参照してください。 <table><tr><th colspan="2">評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td rowspan="5">実 績</td><td>熊谷市の求めにより協力活動を行った。</td><td>1</td></tr><tr><td>熊谷市との協定に基づき、熊谷市内で協力活動を行った。</td><td>1</td></tr><tr><td>埼玉県機関等の求めにより熊谷市内において協力活動を行った。</td><td>0.5</td></tr><tr><td>国土交通省との協定又は求めにより、熊谷市内において災害防止活動を行った。</td><td>0.5</td></tr><tr><td>上記に該当しない。</td><td>0</td></tr></table>	評価基準		配点	実 績	熊谷市の求めにより協力活動を行った。	1	熊谷市との協定に基づき、熊谷市内で協力活動を行った。	1	埼玉県機関等の求めにより熊谷市内において協力活動を行った。	0.5	国土交通省との協定又は求めにより、熊谷市内において災害防止活動を行った。	0.5	上記に該当しない。	0
評価基準		配点													
実 績	熊谷市の求めにより協力活動を行った。	1													
	熊谷市との協定に基づき、熊谷市内で協力活動を行った。	1													
	埼玉県機関等の求めにより熊谷市内において協力活動を行った。	0.5													
	国土交通省との協定又は求めにより、熊谷市内において災害防止活動を行った。	0.5													
	上記に該当しない。	0													

ウ 配置予定技術者の技術能力

評価項目	評価基準及び提出資料																										
(7) 工事成績評定 【 / 2点】	熊谷市が発注した工事の過去2年度間（令和6年度～令和7年度）の平均点 1 様式ウ（ア） * 過去2年度間に完成した、全ての業種（29業種）における熊谷市（上下水道部を含む。）発注の工事で、請負代金額が500万円以上（消費税等を含む。）のものについての成績を対象とします。 * ①元請の主任技術者又は監理技術者として工事完成時点に従事していた工事 ②現場代理人として全工期にわたり従事した工事 のいずれかを評価対象とします。 * 配置予定技術者は、候補者を3人まで記載することができます。複数の候補者を挙げる場合は、全ての方について資料を提出してください。 なお、この場合、技術資料に記載された予定技術者のうち、必須評価項目及び選択評価項目中の「配置予定技術者の技術能力」の合計点が最も低い方の得点により評価します。 * 配置予定技術者が落札候補者決定通知を受けた時点において、先に落札した他の工事に配置されたため、配置できなくなった場合は、落札候補者通知日の翌日までに発注者に対して「配置予定技術者に係る配置不可通知書」にて配置予定技術者の配置のできなくなった旨を通知することができます。この場合、当該入札者の行った入札を無効とします。 なお、落札者となり契約後に配置予定技術者を配置できない場合、入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがあります。 * 実際の施工に当たり、技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、疾病、負傷、退職、死亡等のやむを得ない事由が生じた場合に限りです。それ以外の理由により技術資料記載の配置予定者を当該工事に配置できなくなった場合は、違約金として、配点1点を請負代金額の1%に相当させた金額（ただし、5%を上限とする。）を受注者に対し請求します。 また、併せて、本工事に関する工事成績評定の減点（－5点。ただし、2項目以上の場合は－10点）を行います。 * 「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について」等の写しの添付は、不要です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th><th>配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊谷市発注工事の過去2年度間の平均点が86点以上</td><td>2</td></tr> <tr> <td>同85.6点以上86.0点未満</td><td>1.9</td></tr> <tr> <td>同85.2点以上85.6点未満</td><td>1.8</td></tr> <tr> <td>同84.8点以上85.2点未満</td><td>1.7</td></tr> <tr> <td>同84.4点以上84.8点未満</td><td>1.6</td></tr> <tr> <td>同84.0点以上84.4点未満</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>同83.6点以上84.0点未満</td><td>1.4</td></tr> <tr> <td>同83.2点以上83.6点未満</td><td>1.3</td></tr> <tr> <td>同82.8点以上83.2点未満</td><td>1.2</td></tr> <tr> <td>同82.4点以上82.8点未満</td><td>1.1</td></tr> <tr> <td>同82.0点以上82.4点未満</td><td>1</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない。又は実績がない。</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	評価基準	配点	熊谷市発注工事の過去2年度間の平均点が86点以上	2	同85.6点以上86.0点未満	1.9	同85.2点以上85.6点未満	1.8	同84.8点以上85.2点未満	1.7	同84.4点以上84.8点未満	1.6	同84.0点以上84.4点未満	1.5	同83.6点以上84.0点未満	1.4	同83.2点以上83.6点未満	1.3	同82.8点以上83.2点未満	1.2	同82.4点以上82.8点未満	1.1	同82.0点以上82.4点未満	1	上記に該当しない。又は実績がない。	0
評価基準	配点																										
熊谷市発注工事の過去2年度間の平均点が86点以上	2																										
同85.6点以上86.0点未満	1.9																										
同85.2点以上85.6点未満	1.8																										
同84.8点以上85.2点未満	1.7																										
同84.4点以上84.8点未満	1.6																										
同84.0点以上84.4点未満	1.5																										
同83.6点以上84.0点未満	1.4																										
同83.2点以上83.6点未満	1.3																										
同82.8点以上83.2点未満	1.2																										
同82.4点以上82.8点未満	1.1																										
同82.0点以上82.4点未満	1																										
上記に該当しない。又は実績がない。	0																										

カ 企業倫理や信頼性等（減点項目）

評価項目	評価基準及び提出資料								
(7) 入札契約に関する不当な強要行為 【 ／－6点】	過去1年度間（令和7年度）及び今年度（公告日までの期間）に、入札契約に関する不当な強要を感じさせる行為を行い、「熊谷市建設工事等に関する入札参加停止等措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。 1 様式カ（ア） <table> <tr> <th>評価基準</th><th>配点</th></tr> <tr> <td>過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）に、「熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。</td><td>－1～－6</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない。</td><td>0</td></tr> </table>	評価基準	配点	過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）に、「熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	－1～－6	上記に該当しない。	0		
評価基準	配点								
過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）に、「熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	－1～－6								
上記に該当しない。	0								
(イ) 総合評価の不履行 【 ／－1点】	過去1年度間（令和7年度）及び今年度（公告日までの期間）に、熊谷市発注の総合評価方式による工事において、正当な理由なく技術資料及び技術提案の内容に基づき履行できなかった。 1 様式カ（イ） <table> <tr> <th>評価基準</th><th>配点</th></tr> <tr> <td>過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）の総合評価方式による熊谷市発注工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。（下記の場合を除く。）</td><td>－1</td></tr> <tr> <td>過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）の総合評価方式による熊谷市発注工事の技術資料の履行確認結果において、配置技術者の死亡など、真にやむを得ない理由*7により配置技術者を交代し、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力を確保できなかったため「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。</td><td>－0.5</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない。</td><td>0</td></tr> </table>	評価基準	配点	過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）の総合評価方式による熊谷市発注工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。（下記の場合を除く。）	－1	過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）の総合評価方式による熊谷市発注工事の技術資料の履行確認結果において、配置技術者の死亡など、真にやむを得ない理由*7により配置技術者を交代し、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力を確保できなかったため「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。	－0.5	上記に該当しない。	0
評価基準	配点								
過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）の総合評価方式による熊谷市発注工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。（下記の場合を除く。）	－1								
過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）の総合評価方式による熊谷市発注工事の技術資料の履行確認結果において、配置技術者の死亡など、真にやむを得ない理由*7により配置技術者を交代し、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力を確保できなかったため「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。	－0.5								
上記に該当しない。	0								
(ウ) カ(ア)及びカ(イ)に該当しない入札参加停止措置 【 ／－1点】	過去1年度間（令和7年度）及び今年度（公告日までの期間）に、カ（ア）及びカ（イ）に該当せず、「熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。 1 様式カ（キ） <table> <tr> <th>評価基準</th><th>配点</th></tr> <tr> <td>カ（ア）及びカ（イ）に該当せず、過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）に「熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。</td><td>－1</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない。</td><td>0</td></tr> </table>	評価基準	配点	カ（ア）及びカ（イ）に該当せず、過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）に「熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	－1	上記に該当しない。	0		
評価基準	配点								
カ（ア）及びカ（イ）に該当せず、過去1年度間及び今年度（公告日までの期間）に「熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	－1								
上記に該当しない。	0								

〔選択評価項目〕

キ 企業の技術能力

評価項目	評価基準及び提出資料										
(ア) 難工事完了実績 【 / 3点】	過去3年度間（令和5年度～令和7年度）に、熊谷市が発注した難工事の完了実績がある。 1 様式キ（ア） 2 契約書の写し <table> <tr> <th>評価基準</th><th>配点</th></tr> <tr> <td>過去3年度間に、熊谷市が指定した難工事の完了実績が3件以上ある。</td><td>3</td></tr> <tr> <td>過去3年度間に、熊谷市が指定した難工事の完了実績が2件ある。</td><td>2</td></tr> <tr> <td>過去3年度間に、熊谷市が指定した難工事の完了実績が1件ある。</td><td>1</td></tr> <tr> <td>上記のいずれにも該当しない。</td><td>0</td></tr> </table>	評価基準	配点	過去3年度間に、熊谷市が指定した難工事の完了実績が3件以上ある。	3	過去3年度間に、熊谷市が指定した難工事の完了実績が2件ある。	2	過去3年度間に、熊谷市が指定した難工事の完了実績が1件ある。	1	上記のいずれにも該当しない。	0
評価基準	配点										
過去3年度間に、熊谷市が指定した難工事の完了実績が3件以上ある。	3										
過去3年度間に、熊谷市が指定した難工事の完了実績が2件ある。	2										
過去3年度間に、熊谷市が指定した難工事の完了実績が1件ある。	1										
上記のいずれにも該当しない。	0										
(ウ) 優秀工事表彰 【 / 1.5点】	過去3年度間（令和5～7年度）及び当ガイドライン適用期間に、当該工事と同じ部門で熊谷市又は埼玉県優秀建設工事表彰等を受けたことがあるか。 1 様式キ（ウ） 2 埼玉県の表彰（埼玉県優秀建設工事施工者表彰（優秀賞・特別奨励賞）、埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰、埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰、埼玉県企業局優秀施工業者等表彰のいずれか）の場合は、被表彰を証明する書類 【対象部門】 熊谷市の表彰については【土木】又は【上下水道】とします。 埼玉県の表彰については【土木】とします。 * 下表における配点1.5点の区分の表彰と配点1点の区分の表彰をいずれも受けている場合は、配点1.5点の表彰についてのみ加点します。 <table> <tr> <th>評価基準</th><th>配点</th></tr> <tr> <td>過去3年度間及び当ガイドライン適用期間に、当該工事と同じ部門で熊谷市優秀建設工事表彰又は埼玉県優秀建設工事施工者表彰（優秀賞・特別奨励賞）を受けたことがある。</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>過去3年度間及び当ガイドライン適用期間に、当該工事と同じ部門で次のいずれかの表彰を受けたことがある。 ・埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰 ・埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰 ・埼玉県企業局優秀施工業者等表彰</td><td>1</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない。</td><td>0</td></tr> </table>	評価基準	配点	過去3年度間及び当ガイドライン適用期間に、当該工事と同じ部門で熊谷市優秀建設工事表彰又は埼玉県優秀建設工事施工者表彰（優秀賞・特別奨励賞）を受けたことがある。	1.5	過去3年度間及び当ガイドライン適用期間に、当該工事と同じ部門で次のいずれかの表彰を受けたことがある。 ・埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰 ・埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰 ・埼玉県企業局優秀施工業者等表彰	1	上記に該当しない。	0		
評価基準	配点										
過去3年度間及び当ガイドライン適用期間に、当該工事と同じ部門で熊谷市優秀建設工事表彰又は埼玉県優秀建設工事施工者表彰（優秀賞・特別奨励賞）を受けたことがある。	1.5										
過去3年度間及び当ガイドライン適用期間に、当該工事と同じ部門で次のいずれかの表彰を受けたことがある。 ・埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰 ・埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰 ・埼玉県企業局優秀施工業者等表彰	1										
上記に該当しない。	0										

ク 配置予定技術者の技術能力

評 価 項 目	評 価 基 準 及 び 提 出 資 料						
(イ) 保有する資格 【 / 1 点】	1 級土木施工管理技士の資格を保有しているか。 1 様式ク（エ） 2 「合格証明書」の写し <table> <tr> <th>評 価 基 準</th><th>配 点</th></tr> <tr> <td>1 級土木施工管理技士の資格を保有している。</td><td>1</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない。</td><td>0</td></tr> </table>	評 価 基 準	配 点	1 級土木施工管理技士の資格を保有している。	1	上記に該当しない。	0
評 価 基 準	配 点						
1 級土木施工管理技士の資格を保有している。	1						
上記に該当しない。	0						
(オ) 優秀技術者表彰 【 / 1 点】	過去 5 年度間（令和 3 年度～令和 7 年度）及び当ガイドライン適用期間に、熊谷市の優秀建設工事表彰の現場代理人表彰又は埼玉県県土づくり優秀現場代理人等表彰、埼玉県農林部優秀現場代理人等表彰、埼玉県企業局優秀施工業者等表彰のいずれかの表彰を受けたことがあるか。 1 様式ク（オ） 2 埼玉県の表彰（埼玉県県土づくり優秀現場代理人等表彰、埼玉県農林部優秀現場代理人等表彰、埼玉県企業局優秀施工業者等表彰のいずれか）の場合は、被表彰を証明する書類 <table> <tr> <th>評 価 基 準</th><th>配 点</th></tr> <tr> <td> 過去 5 年度間及び当ガイドライン適用期間に、次のいずれかの表彰を受けたことがある。 ・ 熊谷市の優秀建設工事表彰の現場代理人表彰 ・ 埼玉県県土づくり優秀現場代理人等表彰 ・ 埼玉県農林部優秀現場代理人等表彰 ・ 埼玉県企業局優秀施工業者等表彰 </td><td>1</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない。</td><td>0</td></tr> </table>	評 価 基 準	配 点	過去 5 年度間及び当ガイドライン適用期間に、次のいずれかの表彰を受けたことがある。 ・ 熊谷市の優秀建設工事表彰の現場代理人表彰 ・ 埼玉県県土づくり優秀現場代理人等表彰 ・ 埼玉県農林部優秀現場代理人等表彰 ・ 埼玉県企業局優秀施工業者等表彰	1	上記に該当しない。	0
評 価 基 準	配 点						
過去 5 年度間及び当ガイドライン適用期間に、次のいずれかの表彰を受けたことがある。 ・ 熊谷市の優秀建設工事表彰の現場代理人表彰 ・ 埼玉県県土づくり優秀現場代理人等表彰 ・ 埼玉県農林部優秀現場代理人等表彰 ・ 埼玉県企業局優秀施工業者等表彰	1						
上記に該当しない。	0						

ケ 企業の地域精通度

評 価 項 目	評 価 基 準 及 び 提 出 資 料								
(ア) 地理的条件 【 / 1 点】	<table> <tr> <th>評 価 基 準</th><th>配 点</th></tr> <tr> <td>熊谷市内に本店又は主たる営業所が所在している。</td><td>1</td></tr> <tr> <td>熊谷市内に代理人を置く営業所が所在している。</td><td>0. 5</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない。</td><td>0</td></tr> </table>	評 価 基 準	配 点	熊谷市内に本店又は主たる営業所が所在している。	1	熊谷市内に代理人を置く営業所が所在している。	0. 5	上記に該当しない。	0
評 価 基 準	配 点								
熊谷市内に本店又は主たる営業所が所在している。	1								
熊谷市内に代理人を置く営業所が所在している。	0. 5								
上記に該当しない。	0								

コ 企業の社会貢献度

評価項目	評価基準及び提出資料										
(7) 企業の社会的貢献の実績（施設管理への協力活動・研修） 【 / 1.5 点】	過去2年度間（令和6年～令和7年度）に、施設管理への協力活動の実績があるか。 1 様式コ（ア） 2 協力活動の実績がわかる証明書 3 活動報告書の提出（複写可） * 対象の施設管理への協力活動は次の①、②及び③とします。 ①スクラム！クマガヤロードサポート ②彩の国ロードサポート ③埼玉県川の国応援団 * 対象の研修は次の①及び②とします。 ①建設業コンプライアンス研修会（令和7年度） ②企業人権担当者研修会（令和7年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th><th>配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過去2年度間（令和6、7年度）に施設管理への協力活動の実績が2分類以上ある。</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>過去2年度間（令和6、7年度）に施設管理への協力活動の実績が1分類ある。</td><td>1</td></tr> <tr> <td>過去1年度間（令和7年度）に「県が推進する施策に係る研修」への参加実績がある。</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>上記のいずれにも該当しない。</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> * 施設管理への協力活動とは、熊谷市内に所在する施設に限る。	評価基準	配点	過去2年度間（令和6、7年度）に施設管理への協力活動の実績が2分類以上ある。	1.5	過去2年度間（令和6、7年度）に施設管理への協力活動の実績が1分類ある。	1	過去1年度間（令和7年度）に「県が推進する施策に係る研修」への参加実績がある。	0.5	上記のいずれにも該当しない。	0
評価基準	配点										
過去2年度間（令和6、7年度）に施設管理への協力活動の実績が2分類以上ある。	1.5										
過去2年度間（令和6、7年度）に施設管理への協力活動の実績が1分類ある。	1										
過去1年度間（令和7年度）に「県が推進する施策に係る研修」への参加実績がある。	0.5										
上記のいずれにも該当しない。	0										
(イ) 除雪契約実績 【 / 1 点】	過去2年度間（令和6・7年度）に、熊谷市との除雪契約実績があるか。 1 様式コ（イ） 2 契約書の写し <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th><th>配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過去2年度間に、熊谷市との除雪契約実績がある。</td><td>1</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない。</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	評価基準	配点	過去2年度間に、熊谷市との除雪契約実績がある。	1	上記に該当しない。	0				
評価基準	配点										
過去2年度間に、熊谷市との除雪契約実績がある。	1										
上記に該当しない。	0										
(ウ) 障害者雇用 【 / 1 点】	「障害者の雇用促進等に関する法律」の法定雇用率に1%を加えた率以上の障害者を雇用しているか。又は、法定雇用義務はないが、障害者を雇用しているか。 1 様式コ（ウ） * 本件の公告日の直前の6月1日現在での状況を記載してください。 2 障害者雇用状況報告書の写し * 法定雇用義務のある事業主の場合は、障害者雇用状況報告書の事業主控え（公共職業安定所の受付印のあるもの）の写しを提出してください。 * 法定雇用義務がない事業主の場合は、障害者雇用状況報告書の事業主控え（公共職業安定所の受付印のあるもの）がある場合には、その写しを提出してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th><th>配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者の雇用促進等に関する法律に規定する法定雇用率に1%を加えた率以上の障害者を雇用している。又は、法定雇用義務はないが、障害者を雇用している。</td><td>1</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない。</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	評価基準	配点	障害者の雇用促進等に関する法律に規定する法定雇用率に1%を加えた率以上の障害者を雇用している。又は、法定雇用義務はないが、障害者を雇用している。	1	上記に該当しない。	0				
評価基準	配点										
障害者の雇用促進等に関する法律に規定する法定雇用率に1%を加えた率以上の障害者を雇用している。又は、法定雇用義務はないが、障害者を雇用している。	1										
上記に該当しない。	0										

(オ) カーボンニュートラルの取組 【 / 0.5 点】	カーボンニュートラルの取組をしているか。 1 様式コ（オ） <table border="1" data-bbox="467 237 1230 443"> <thead> <tr> <th>評 価 基 準</th><th>配 点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次のいずれかに該当する。 ①国土交通省が認定した低炭素型建設機械又はGX建設機械を当該工事に使用する。 ②当該工事で使用する建設機械等にバイオ燃料を使用する。</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない。</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	評 価 基 準	配 点	次のいずれかに該当する。 ①国土交通省が認定した低炭素型建設機械又はGX建設機械を当該工事に使用する。 ②当該工事で使用する建設機械等にバイオ燃料を使用する。	0.5	上記に該当しない。	0
評 価 基 準	配 点						
次のいずれかに該当する。 ①国土交通省が認定した低炭素型建設機械又はGX建設機械を当該工事に使用する。 ②当該工事で使用する建設機械等にバイオ燃料を使用する。	0.5						
上記に該当しない。	0						
(キ) パートナーシップ構築宣言の公表 【 / 0.5 点】	パートナーシップ構築を宣言し、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトで公表しているか。 1 様式コ（キ） <table border="1" data-bbox="467 609 1230 770"> <thead> <tr> <th>評 価 基 準</th><th>配 点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パートナーシップ構築を宣言し、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトで公表している。</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない。</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	評 価 基 準	配 点	パートナーシップ構築を宣言し、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトで公表している。	0.5	上記に該当しない。	0
評 価 基 準	配 点						
パートナーシップ構築を宣言し、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトで公表している。	0.5						
上記に該当しない。	0						
(ク) SDGs への取組 【 / 0.5 点】	埼玉県 SDGs パートナーに登録しているか。 1 様式コ（ク） <table border="1" data-bbox="467 902 1230 1039"> <thead> <tr> <th>評 価 基 準</th><th>配 点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県 SDGs パートナーに登録している。</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない。</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	評 価 基 準	配 点	埼玉県 SDGs パートナーに登録している。	0.5	上記に該当しない。	0
評 価 基 準	配 点						
埼玉県 SDGs パートナーに登録している。	0.5						
上記に該当しない。	0						

サ 担い手確保・育成に関する取組

評 価 項 目	評 価 基 準 及 び 提 出 資 料										
(ア) 就業体験及び現場見学会等の実績 【 / 1 点】	過去2年度間（令和6・7年度）における、大学生又は高校生等を対象としたインターンシップを受け入れた実績等とする。 1 様式サ（ア） 2 受入れ実績証明書の写し <table border="1" data-bbox="467 1357 1230 1543"> <thead> <tr> <th>評 価 基 準</th><th>配 点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過去2年度間に、連続した3日以上インターンシップ等の受入れ実績がある。</td><td>1</td></tr> <tr> <td>過去2年度間に、短期（3日未満）のインターンシップ等の受入れ実績又は現場見学会等の開催実績がある。</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない。</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	評 価 基 準	配 点	過去2年度間に、連続した3日以上インターンシップ等の受入れ実績がある。	1	過去2年度間に、短期（3日未満）のインターンシップ等の受入れ実績又は現場見学会等の開催実績がある。	0.5	上記に該当しない。	0		
評 価 基 準	配 点										
過去2年度間に、連続した3日以上インターンシップ等の受入れ実績がある。	1										
過去2年度間に、短期（3日未満）のインターンシップ等の受入れ実績又は現場見学会等の開催実績がある。	0.5										
上記に該当しない。	0										
(イ) 誰もが働きやすい企業 【 / 1 点】	誰もが働きやすい企業として認定又は登録を受けているか。 1 様式サ（イ） 2 埼玉県多様な働き方実践企業認定書の写し 3 埼玉県アライチャレンジ企業登録制度登録証の写し ＊ 公告日が認定期間内のもののみ対象となります。 <table border="1" data-bbox="467 1783 1230 2080"> <thead> <tr> <th>評 価 基 準</th><th>配 点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県の「多様な働き方実践企業」の認定を受けている。且つ、埼玉県の「アライチャレンジ企業登録制度」に登録している。</td><td>1</td></tr> <tr> <td>埼玉県の「多様な働き方実践企業」の認定を受けている。</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>埼玉県の「アライチャレンジ企業登録制度」に登録している。</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない。</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	評 価 基 準	配 点	埼玉県の「多様な働き方実践企業」の認定を受けている。且つ、埼玉県の「アライチャレンジ企業登録制度」に登録している。	1	埼玉県の「多様な働き方実践企業」の認定を受けている。	0.5	埼玉県の「アライチャレンジ企業登録制度」に登録している。	0.5	上記に該当しない。	0
評 価 基 準	配 点										
埼玉県の「多様な働き方実践企業」の認定を受けている。且つ、埼玉県の「アライチャレンジ企業登録制度」に登録している。	1										
埼玉県の「多様な働き方実践企業」の認定を受けている。	0.5										
埼玉県の「アライチャレンジ企業登録制度」に登録している。	0.5										
上記に該当しない。	0										

ス その他

評 価 項 目	評 価 基 準 及 び 提 出 資 料						
(ア) 市内下請の選定 【 / 1 点】	市内企業から下請負人を選定するか。 1 様式ス（ア） * 下請負人とは、受注者と直接契約を締結している 1 次下請負人をいい、2 次下請負人以降は、評価の対象外となります。 * ここでの「市内企業」とは、熊谷市内に本店又は建設業法に規定する主たる営業所を有する企業とします。 2 評価対象となる下請負に係る契約書の写し <table border="1"> <thead> <tr> <th>評 価 基 準</th><th>配 点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>以下のいずれかを満たすこと。 ・下請負人を熊谷市内に本店又は建設業法に規定する主たる営業所を有する企業から 1 社以上選定する。 ・本店又は主たる営業所の所在地が熊谷市内であり、すべて自社で施工する。</td><td>1</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない。</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	評 価 基 準	配 点	以下のいずれかを満たすこと。 ・下請負人を熊谷市内に本店又は建設業法に規定する主たる営業所を有する企業から 1 社以上選定する。 ・本店又は主たる営業所の所在地が熊谷市内であり、すべて自社で施工する。	1	上記に該当しない。	0
評 価 基 準	配 点						
以下のいずれかを満たすこと。 ・下請負人を熊谷市内に本店又は建設業法に規定する主たる営業所を有する企業から 1 社以上選定する。 ・本店又は主たる営業所の所在地が熊谷市内であり、すべて自社で施工する。	1						
上記に該当しない。	0						
(イ) 建設資材県産品の選定 【 / 1 点】	主要な資材を県産品から選定するか。 1 様式ス（イ） * 建設資材県産品とは、埼玉県に本店（本社）又は工場を有する会社の製造による建設資材等とします。 * 具体的には次の（１）又は（２）のいずれかを満たすものをいいます。 （１）埼玉県内に本店（本社）が所在し、その会社の直営工場（県外工場でも可）により製造されたもの。 （２）埼玉県内に本店（本社）は所在しなくても、埼玉県内の直営工場（県外工場は不可）で製造されたもの。 ●今回の建設資材県産品 主要な資材：アスファルト合材 使用数量：全種全量 <table border="1"> <thead> <tr> <th>評 価 基 準</th><th>配 点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要な資材を建設資材県産品から選定する。</td><td>1</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない。</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	評 価 基 準	配 点	主要な資材を建設資材県産品から選定する。	1	上記に該当しない。	0
評 価 基 準	配 点						
主要な資材を建設資材県産品から選定する。	1						
上記に該当しない。	0						